

岩手県告示第15号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

令和7年1月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 令和6年10月25日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社第一エンジニアリング工業
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市上堂三丁目6番28号
 - ウ 代表者の氏名 山内広則
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般一3）第2959号
 - (3) 処分の内容 管工事業及び機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和6年10月24日付けで管工事業及び機械器具設置工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和6年11月7日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社姫神設備工業
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市上田字岩脇1番地27
 - ウ 代表者の氏名 齊藤麗央
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般一2）第3659号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、管工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和6年11月6日付けで土木工事業、とび・土工工事業、管工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和6年11月5日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 小野寺住築
 - イ 主たる営業所の所在地 一関市山目字寺前31番地4
 - ウ 代表者の氏名 小野寺功吉
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般一1）第7464号
 - (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和6年11月1日付けで建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 令和6年12月11日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社共栄サッシ工業
 - イ 主たる営業所の所在地 滝沢市菓子187番地6
 - ウ 代表者の氏名 雪田剛雅
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般一2）第7669号
 - (3) 処分の内容 建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和6年12月6日付けで建具工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第

5号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 令和6年10月28日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 エヌケー紫波株式会社

イ 主たる営業所の所在地 紫波郡紫波町稲藤字升形201番地

ウ 代表者の氏名 岩脇力生

エ 許可番号 岩手県知事許可(般一2)第8640号

(3) 処分の内容 管工事業及び機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和6年10月28日付けで管工事業及び機械器具設置工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 令和6年12月9日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 川戸建設

イ 主たる営業所の所在地 下閉伊郡山田町船越3地割20番地

ウ 代表者の氏名 山崎清

エ 許可番号 岩手県知事許可(般一3)第8767号

(3) 処分の内容 土工事業及びとび・土工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和6年11月27日付けで土工事業及びとび・土工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

7(1) 処分をした年月日 令和6年10月25日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社高橋板金

イ 主たる営業所の所在地 八幡平市松尾寄木第13地割142番地1

ウ 代表者の氏名 高橋和夫

エ 許可番号 岩手県知事許可(般一5)第20587号

(3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、左官工事業、タイル・れんが・ブロック工事、鉄筋工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和6年10月11日付けで建築工事業、大工工事業、左官工事業、タイル・れんが・ブロック工事、鉄筋工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

8(1) 処分をした年月日 令和6年11月19日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社アルファ

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市南大通三丁目13番25号

ウ 代表者の氏名 佐々木智

エ 許可番号 岩手県知事許可(般一3)第21068号

(3) 処分の内容 電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和6年11月19日付けで電気工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

9(1) 処分をした年月日 令和6年12月11日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 AGURE Plus

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市境田町5番17号

ウ 代表者の氏名 阿部拓也

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-3)第21090号

(3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和6年12月11日付けで建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

10(1) 処分をした年月日 令和6年12月6日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社備品レンタルセンター

イ 主たる営業所の所在地 紫波郡矢巾町大字広宮沢第10地割504番地1

ウ 代表者の氏名 浦田真一

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-6)第21191号

(3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和6年12月5日付けで建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。